The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	行政訴訟と国家賠償
Author(s)	白井, 皓喜
Citation	大阪大学, 1995, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39535
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【1】

氏　　名	白井　皓喜（しらい　こうき）
博士の専攻分野の名称	博　士（法学）
学位記番号	第　12019　号
学位授与年月日	平成7年5月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	行政訴訟と国家賠償
論文審査委員	(主査) 教授　國井　和郎 (副査) 教授　村上　武則　　助教授　高橋　明男

論文内容の要旨

1. 行政訴訟は，人事訴訟，倒産訴訟，医療過誤訴訟，交通事故訴訟と並んで，民事訴訟の例外形式の一種であるといえる。

しかし，他の訴訟と異なるのは，被告が原告とは対等の地位にない行政庁，国，地方公共団体であり，三権分立のひとつである行政というものが，考察範囲にはいらざるをえないということである。

そのため，終戦後は，行政事件訴訟特例法，行政事件訴訟法（行訴法という）が成立したのである。

ところが，訴訟を提起するためには，行政訴訟を選択すべきか，民事訴訟を選択するのか，法律には規定がないことが多く，この場合原告の選択に委ねられるが，この原告の選んだ訴訟形式と裁判所が判断する訴訟形式とが異なると，訴えは却下されることになる。

このことを論じたのが，第二章Ⅳと第三章Ⅰで民事訴訟と行政訴訟いずれの選択も許されていると解するのが憲法32条の趣旨に合致すると考えられるが，この結論をだすためには，両者の審理方式，裁判の結果にどのような差異があるのかを検討しているのである。

この場合，立法の形式も無視すべきでないことを第二章Ⅳで強調した。このことは，マックスウエーバーが法社会学で強調するように裁判の予測可能性が，現代社会では必要だからである。

2. この訴訟形式の選択は，民事訴訟と行政訴訟との間に生じるだけではなく，行政訴訟のなかでも生じることがある。

その適例が，土地収用法132条の土地収用補償額確定訴訟であって，この訴訟の性質には，給付訴訟，確認訴訟説と形成訴訟説があり，これらの説のいずれを選択するかによって，被告，請求の趣旨が異なることになるが，これを論じたのが第二章Ⅴである。

この場合，破産法の破産債権確定の訴え，特許法の当事者系の審決取消訴訟をも視野に入れて論じた。

3. しかし，これらのことを論じるに当たっては，行政訴訟の本質と機能を考察することが必要である。

そこで，第二章Ⅰで抗告訴訟の本質と機能を論じたが，抗告訴訟のなかでも，取消訴訟は論じられても，無効等確認の訴えについて論じられることは少ないので，実体面での無効を論じたのが第五章Ⅰ，Ⅱであり，手続面を論じたの

が，第二章Ⅱであって，無効は，処分に重大かつ明白という瑕疵があるとするのが通説であるが，実務では，通説が必ずしも通用していないことを立証したものである。

ところで抗告訴訟の本質，機能を論じるためには，他の訴訟形式と対比する必要があるので，第二章Ⅲで争点訴訟を，Ⅵで住民訴訟を論じた。

4. しかし，行政訴訟も訴訟法学である以上，一番問題となるのは判決の効力である。

そこで，第四章Ⅲで既判力を論じたが，既判力は訴訟物について生じるものであるから，訴訟物について考察する必要があるので，民事訴訟と対比して，訴訟物と既判力の関係について考察したのが第四章Ⅵである。

ところで，判決の効力は，原告が勝訴した場合と，敗訴した場合とでは異なるので，原告が勝訴した場合を考察したのが第四章Ⅱであり，敗訴した場合が第四章Ⅰである。

原告が敗訴した場合こそ判決の効力を論じる必要があるのは，行政処分は処分の相手方である原告の意思に反してなされるからで，この点が民事訴訟と異なる点である。

5. しかし，いくら行政訴訟で判決の効力を論じても，訴訟の入口が狭すぎては国民が救済を受けることができなくなる。

これが訴えの利益の問題であり，現在での社会では，団体の社会活動の範囲が広がり，マスコミを賑ぎわせているし，実務でも問題になっているにも拘らず，学説では論じられていないので，これを考察したのが第一章である。

6. ところで違法な行政を是正し，国民を救済するのは行政訴訟のみではなく，国家賠償もこの機能を有するものであり，行政訴訟と国家賠償が合わさって，はじめて完全なものといえるのである。

そこで実務において問題となる国家賠償の問題点を考察したのが，第六章であるが，現在ではスモン訴訟，四頭筋短縮訴訟，エイズ訴訟等の薬害訴訟が問題となっているけれども，第六章Ⅲを発表した当時には，薬害訴訟に関する学説の発表は未だなされていない時期であった。

7. 国家賠償において問題となるのは，違法性である。

債権者取消権の性質については学説上争いがあるが，不法行為説を取ると，債権者取消権においても違法性が問題となり，この点で，国家賠償と関連することになるのであって，これを租税債権の見地から考察したのが第五章Ⅲである。

論文審査の結果の要旨

本論文は，行政作用による国民の権利・利益の侵害に対する行政救済の主要な柱である行政訴訟と国家賠償につき，法律による行政の実効性の確保および被害者の可及的救済を図る立場から，実務的に重要で今日的な諸問題を取り上げ，これをめぐる従前の理論状況を詳細に精査したうえで，適切妥当な法的処理を模索し，その理論的根拠を提示するものであり，違法ないし不当な行政作用を是正し，国民の権利・利益の保護に資するところが大きい。

本論文は，豊富な実務経験に基づく適切な問題意識に立脚している点，理論課題の析出が的確な点，学説・判例を網羅的かつ丹念にフォローし，客観的かつ綿密に分析している点，推論に際しては，問題意識が勝ちすぎて論証不十分に陥ることなく，かえって法律の文言等を尊重し，細部に至るまで周到な考察を加えている点，隣接の法領域および関連の法概念・法的制度との整合性を顧慮し，体系的調和に充分留意している点等において，正当な接近手法による理論的に高水準の研究であると評価しうる。

本論文はまた，行政法学は学説の理論と判例実務とが極端な対立状況にあるところ，両者の架橋を目論んで，その統一・融合を図ろうとする点，公法的独自性の色濃い行政訴訟法の理論に民事訴訟法の理論・処理を持ち込もうとする点，問題点の分析ないし処理方向の策定に際し社会学的な手法を採用している点，これらにおいて特に独創性が顕著である。

これらにより，本論文は後続学説および裁判実務に多大の影響を与え，かつまた行政法学の理論水準の向上に大きく寄与したものである。

こうしたところから明らかなように，本論文は博士（法学）に十分値するものと判断する。